

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年6月22日から令和2年7月9日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 土木課、農地整備課、河川港湾課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結の決裁前に業務を委託しているものが散見された他、見積者選定の決裁前に見積書を徴収しているものがあった。【行政組織規則第5条】

(イ) 道路公園等維持管理業務契約約款に定められた現場代理人及び主任技術者の通知を受けていないものが散見された。【道路公園等維持管理業務契約約款第5条】

イ 道路占用に関する工事において、完了届が提出されていないものが散見された他、工事完了後、直ちに提出されていないものがあった。道路管理規則に則った事務処理をされたい。【道路管理規則第6条】

ウ 公印の使用において、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。【公印規則第8条】

(2) 農地整備課

ア 契約事務において、業務報告用の写真が異なるなど完了報告に不備があるにもかかわらず、検査を合格としているものがあつた。契約規則に則つた事務処理をされたい。

【契約規則第47条】

イ 補助金交付事務において、実績報告書に添えられた収支決算書に市の補助金が計上されていないにもかかわらず、適正な処置がされていないものがあつた。基本的な事務処理について慎重な業務対応に努められるとともに、一層のチェック体制の強化を図られたい。

【補助金等交付規則第12条】

ウ 公印の使用において、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

【公印規則第8条】

(3) 河川港湾課

ア 契約事務において、以下のとおり不備があつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 道路公園等維持管理業務契約約款に定められた現場代理人及び主任技術者の通知を受けていないものがあつた。

【道路公園等維持管理業務契約約款第5条】

(イ) 工事請負契約において、請負者が市外企業と下請負契約を締結しているが、その理由が書面で提出されていないものがあつた。

【育成型入札制度の実施指針第2条第3号】